

1. 調査目的

モニタリング調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）（以下「化審法」という。）の特定化学物質等について、一般環境中の残留状況を監視することを目的とする。また、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs条約」という。）に対応するため、条約対象物質等の一般環境中及び人体中における残留状況の経年変化を把握することを目的とする。

※ POPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質)

2. 調査対象物質

2023年度のモニタリング調査は、POPs 条約の発効当初から対象物質に指定されている10物質（群）^{注1)}のうち PCB 類及び HCB（ヘキサクロロベンゼン）の2物質（群）、2009年5月に開催された同条約の第4回条約締約国会議（以下「COP4」という。）等において POPs 条約対象物質として採択されたペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）^{注2)}及びペンタクロロベンゼンの2物質、2015年5月に開催された同条約の第7回条約締約国会議（以下「COP7」という。）において POPs 条約対象物質として採択されたヘキサクロロブタ-1,3-ジエン、2017年4月から5月に開催された同条約の第8回条約締約国会議（以下「COP8」という。）において POPs 条約対象物質として採択された短鎖塩素化パラフィン類^{注3)}、2019年4月から5月に開催された同条約の第9回条約締約国会議（以下「COP9」という。）において POPs 条約対象物質として採択されたペルフルオロオクタン酸（PFOA）^{注4)}、2021年7月及び2022年6月に開催された同条約の第10回条約締約国会議（以下「COP10」という。）において POPs 条約対象物質として採択されたペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）^{注5)}並びに2023年5月に開催された同条約の第11回条約締約国会議（以下「COP11」という。）において POPs 条約対象物質として採択されたメトキシクロル、デクロランプラス類及び UV-328の3物質（群）を加えた計11物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

（注1） 2009年度までは、POPs 条約の発効当初から対象物質に指定されている物質のうちポリ塩化ジベンゾ-*p*-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランを除く10物質（群）及び HCH（ヘキサクロロシクロヘキサン）類について各物質とも毎年度の調査を行っていた。2010年度以降の調査においては、新たに条約の対象物質に追加された物質（群）等を追加する一方で、調査頻度を見直して一部の物質については数年おきの調査とすることとした。2023年度の調査では、POPs 条約対象物質のうち、アルドリノ、ディルドリン、エンドリン、DDT 類^{注6)}、クロルデン類^{注7)}、ヘプタクロル類^{注8)}、トキサフェン類^{注9)}、マイレックス、HCH（ヘキサクロロシクロヘキサン）類^{注10)}、クロルデコン、ヘキサブロモビフェニル類、ポリブロモジフェニルエーテル類^{注11)}、エンドスルファン類、1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン類^{注12)}、ポリ塩化ナフタレン類^{注13)}、ペンタクロロフェノール並びにその塩及びエステル類^{注14)}並びにジコホルの17物質（群）の調査は行わなかった。なお、2023年度に調査を行わなかった17物質（群）についても最新年度までの調査結果を参考として本書に掲載している。

（注2） POPs 条約では、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩並びにペルフルオロオクタンスルホンフルオリドが COP4で POPs 条約対象物質とすることとされ、直鎖及び分岐鎖のオクチル基を有するペルフルオロオクタンスルホン酸がモニタリングの対象とされているが、本調査ではこのうち直鎖のオクチル基を有するペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)を分析対象としている。

（注3） POPs 条約では、アルキル基の炭素数が10から13までの塩素化パラフィン類が COP8で POPs 条約対象物質とすることとされているが、本調査ではアルキル基の炭素数が10から13までの塩素化パラフ